

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 2 月 7 日（金）第 78 号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更 (3件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (森づくり推進課取扱い) 3
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (2件) (森づくり推進課取扱い) 4
- 救急病院等の認定 (2件) (保健医療福祉課取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 5
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 5
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 6
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 6
- 都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 6

公 告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (管財課取扱い) 7
- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 7

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 10

告 示

鹿児島県告示第111号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 2 年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
肝属郡南大隅町佐多辺塚字大丸1315番丙イ，1315番丙ロ，1320番，字長畑1322番，1323番，1323番乙
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第112号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年2月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和47年11月14日農林省告示第2183号（一に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第113号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年2月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大島郡知名町大字田皆字萬当1832番2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び知名町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第114号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年2月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大島郡知名町大字田皆字萬当1832番1

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び知名町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第115号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年2月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

熊毛郡南種子町中之上字平谷山2294番1，2294番9（国有林），西之字中嵐2975番1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第116号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年2月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

熊毛郡南種子町中之上字平谷山2294番8

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第117号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
熊毛郡南種子町中之上字平谷山2294番1, 2294番8, 2294番9（国有林）, 2298番, 2301番, 2325番
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第118号

令和 2 年 1 月 7 日鹿児島県告示第 3 号（以下「告示第 3 号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大和村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 2 年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 所在が不明な者の氏名
時純俊, 時清光, 時富熊, 里半次郎, 児玉辰次郎, 富貞次郎, 奥田赤坊, 武下熊次郎, 中田徳次郎, 中田松助
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
大島郡大和村大字大榎字川内甲855番1
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第 3 号の変更後の指定施業要件のとおりに

鹿児島県告示第119号

令和 2 年 1 月 17 日鹿児島県告示第 36 号（以下「告示第 36 号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奄美市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 2 年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 所在が不明な者の氏名
納富健
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
奄美市住用町大字役勝字前内甲377番2
 - (2) 変更後の指定施業要件

告示第36号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第120号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和2年2月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
昭南病院	曾於市大隅町下窪町1番地

2 認定の有効期限

令和5年1月23日

鹿児島県告示第121号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和2年2月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
大井病院	始良市加治木町本町141番地
霧島杉安病院	霧島市霧島田口2143番地
寺田病院	伊佐市大口上町31番地4
県立北薩病院	伊佐市大口宮人502番地4

2 認定の有効期限

令和5年1月31日

鹿児島県告示第122号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和2年2月7日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
コトブキ薬局鹿児島店	曾於市大隅町下窪町2番地の2	令和2年 1月31日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第123号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和2年2月7日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
さつき薬局	薩摩川内市隈之城町1476番地3	令和2年 2月1日	更生医療

鹿児島県告示第124号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出

があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和2年2月7日から同月21日まで甑島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和2年2月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
薩摩川内市上甑町江石184番地1 中間義也
薩摩川内市上甑町江石387番地 西晃
薩摩川内市上甑町平良64番地7 濱田直弘
- 2 加入区
上甑加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
甑島漁業協同組合

鹿児島県告示第125号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（旧：県営農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備、区画整理、農道整備及び土層改良）第一南部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年2月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和2年2月10日から同年3月10日まで
- 3 縦覧場所
天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第126号

土地改良事業県営老朽ため池整備（農用地保全）伊八2号地区の工事は、平成12年12月13日に完了した。

令和2年2月7日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年2月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
(1) 種類 薩摩川内都市計画道路
(2) 名称 3・5・36号横馬場田崎線
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和2年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和2年2月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 調達をする物品等の種類

物品の購入（紙・文房具・事務用機器類）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和2年2月7日から同月21日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和2年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和2年2月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
複写機用再生紙（A4判） 9式（詳細は、入札説明書による。）
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 所定の複写機用再生紙製品仕様書を令和2年3月13日午後5時までに3の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。
なお、提出した複写機用再生紙製品仕様書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和2年2月7日から同月21日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、複写機用再生紙（A4判）1箱（2,500枚入り）当たりの単価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和2年3月24日午前10時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年3月24日午前11時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎8階）会議室8-出-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㊦) 交付場所 (2)に同じ。

(㊧) 交付期限 令和2年3月6日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額に調達予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額に調達予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Plain recycled photocopier paper,A4size,9sets

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

10:00 a.m. 24 March 2020

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体，法第19条第2項の規定による資金管

理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年2月7日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
しおた康一後援会	塩田 康一	脇田 彰一	鹿児島市武二丁目31番6号Aクロス101号	令和元年12月26日
向江かほり後援会	向江 保己	向江 恵美子	鹿児島市坂元町68-14	令和元年12月3日

2 異動の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
生き生き川内をつくる会	西畑 浩文	会計責任者の氏名	秋山 誠也	福田 幸雄	令和元年12月10日
かみ村富士高後援会	上村 富士高	主たる事務所の所在地	熊毛郡屋久島町宮之浦2447-78	熊毛郡屋久島町楠川73	令和元年11月1日
行政書士政治連盟	小西 正則	会計責任者の氏名	小原 和久	前原 和人	令和元年5月29日
幸福実現党鹿児島県本部	米森 幸代	主たる事務所の所在地	鹿児島市宮之浦町297-1	薩摩川内市中郷2-12-29 松澤様方	令和元年12月17日
		代表者の氏名	米森 幸代	松澤 力	
しらいし誠後援会	木原 晃一	主たる事務所の所在地	薩摩郡さつま町虎居町5-6	薩摩郡さつま町宮之城屋地1397-1	令和元年6月20日
若者に明るい未来を届ける会	藤崎 真吾	政治団体の名称	若者に明るい未来を届ける会	鹿児島の未来を考える会	令和元年12月15日
		主たる事務所の所在地	鹿児島市常盤2-12-8	鹿児島市桜島藤野町859	

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
日本民族思想結社光友会	霧島市国分中央一丁目26-5-205	鮎川 寿久	令和元年12月19日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
塩田 康一	塩田 康一	鹿児島県知事	しおた康一後援会	鹿児島市武二丁目31番6号Aクロス101号	令和元年12月25日

5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
上村 富士高	かみ村富士高後援会	主たる事務所の所在地	熊毛郡屋久島町宮之浦2447-78	熊毛郡屋久島町楠川73	令和元年11月1日